

定期監査（事務監査）及び財政援助団体等監査の結果に関する措置状況

○補助金等交付団体

指摘事項	指摘内容	指摘事項に対する措置結果	部 課
日立自動車交通株式会社	<p>《団体》</p> <p>補助金等交付団体である日立自動車交通株式会社を所管する区民課を対象とした事務監査において、補助対象事業であるコミュニティバス運行事業に対する補助について、下記の補助金3件合計1,876,260円の過大交付が確認された。同社の補助金交付申請手続や管理体制等について確認する必要があることから、同社を対象とした財政援助団体等監査を書面により実施した。</p> <p>その結果、運行事業に係る補助金交付要綱では車両購入に係る経費は補助対象外であったにもかかわらず同経費を含めた交付申請を行っており、また、同社内において複数名による相互確認が不足していたことを確認した。</p> <p>交付申請を行う際は、補助金に係る要綱等を把握し内容を十分に理解した上で補助金額の算定等を行うとともに、交付申請書をはじめとした関係書類のダブルチェック等を徹底するなど、内部統制活動の効果を高める取組を行い、補助金の適正な交付申請手続を図られたい。</p> <p>《所管課》</p> <p>区民課を対象とした事務監査において、上記のとおり補助金等交付団体である日立自動車交通株式会社に対する補助金の過大交付が確認された。補助金交付手続において事業者から提出された申請書類等の内容確認が不足しており、また、複数の担当者間での</p>	<p>過大交付となった補助金1,876,000円（補助金交付は千円未満切り捨て）については、日立自動車交通株式会社に対し返還を求め、令和4年11月14日に入金済みである。</p> <p>また、補助金の返還に係る違約加算金93,424円については、令和4年12月8日に入金済みである。</p> <p>区民課においては、再発防止、適正な執行のため、補助金チェックリストを作成するとともに、日立自動車交通株式会社から半期毎にまとめて提出されていた実績書類等について、月毎の提出を求め、複数名で複数回の内容確認を徹底するよう改善した。</p> <p>また、令和5年度リスク評価シートに「不適切な補助金等の交付」を新たに追加し、今後、内部統制を図っていく。</p> <p>日立自動車交通株式会社に対しては、補助金の返還請求を行う際に、発生に至った経緯と再発防止策を求め、改善報告書の提出を受けた。</p> <p>また、補助金の申請に当たっては、予め補助金の年間スケジュールを示し、補助金交付要綱等を十分に確認した上で算定するよう具体的に説明を行うとともに、複数名での確認を十分行った上で、確認印を押印した補助金チェックリストを添付し、毎月書類を提出するよう指導を行った。</p> <p>今後とも区民課の補助金担当者と日立自動車交通株式会社の補助金担当者において更なる連携を図り、補助金額の算定誤りがないように取り組んでいく。</p>	区民部 区民課

	<p>補助金業務の情報共有やダブルチェックも不十分であった。異なる担当者が円滑に事務を行えるようチェックリストを活用し情報を共有するとともに、マニュアルを整備し複数名によるダブルチェックを徹底するなど、再発防止策を講じられたい。また、事業者に対しては、手引等を用いて補助金の内容や手続を具体的に説明するなど事業者に対する指導監督を継続して行い、補助金の適正な執行を図られたい。</p>		
--	--	--	--

○指定管理者

指摘事項	指摘内容	指摘事項に対する措置結果	部 課
文京区女性団体連絡会	<p>《所管課》 指定管理者制度運用ガイドラインでは、指定管理者に指定管理業務以外の業務を委託する場合は指定管理者である事業者と別途委託契約を締結する必要があるとされている。しかしながら、指定管理業務以外の施設使用料の収受に係る業務において、委託契約を締結することなく収納事務受託者証を発行し、事業者が施設使用料の収受に係る業務を実施していた。事業者と別途適正に委託契約を締結されたい。</p>	<p>指定管理業務以外の施設使用料の収受に係る業務において、令和5年度から、指定管理者である事業者と別途委託契約を締結し、事業者が施設使用料の収受に係る業務を実施している。</p>	総務部総務課